

[事案 21-110] 死亡保険金請求

・平成 22 年 5 月 26 日 裁定終了

< 事案の概要 >

元妻が離婚した時点で被保険者資格を喪失するとの理由により、元妻の死亡を原因とする団体定期保険の死亡保険金が支払われないことを不服として申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 20 年 1 月に離婚した妻が同年 8 月に死亡した。元妻は、平成 5 年に、配偶者として私の職場の団体定期保険に加入していたので、死亡保険金を請求したところ、保険約款上、元妻は離婚した時点で被保険者資格を喪失しているとの理由から、死亡保険金が支払われない。下記により、離婚後も本契約は有効であり納得できないので、死亡保険金を支払って欲しい。

- (1) 約款が規定する「加入資格」は、加入時の資格を定めたに止まる。パンフレットには、「加入資格は年齢 60 歳 6 ヶ月以下の方に限ります」と明記されているが、保険期間は 65 歳 6 ヶ月まで有効である。
- (2) 約款規定「被保険者の脱退事由」には、「被保険者が退職その他の事由によって被保険者の資格を欠くに至った場合」との記載だけで、「除籍により配偶者でなくなった場合は、被保険者の資格を喪失する」等の記載はない。

< 保険会社の主張 >

下記のとおり、申立人の元配偶者の死亡は、本件保険契約の被保険者資格喪失後であることが明らかであり、申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1) 本件保険約款によれば、被保険者が退職その他の事由によって被保険者の資格を欠くに至ったときには、その日に本件保険契約から脱退するものとし、その場合、会社は、既に払い込まれた保険料の次の未払込保険料の払込期日の前日までの期間後は責任を負わないとされている。そして、上記の内容は、本件保険契約約款に記載されているほか、会社が作成し加入者に交付された本件保険契約に関するパンフレットにも記載されている。
- (2) 本件申立人の配偶者として本件保険の被保険者として加入した元配偶者は、平成 20 年 1 月に離婚した日（民法第 764 条、739 条）に被保険者の資格を失い、したがって同年 8 月の死亡時点では被保険者ではなくなっていた。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記理由により、本件申立ては認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 本保険約款の加入資格について「この保険の被保険者となる者は、その加入する際に正常に就業している団体の所属員または保険会社の定める範囲内の者」と規定している。そして、申立人の所属している団体と相手方間で締結された協定書において、前記約款の「当会社の定める範囲内の者」に関し、本保険の被保険者となることができる者として、団体所属員とその配偶者を規定している。

また、本保険約款には、本保険の被保険者の脱退事由について、「被保険者が退職その他

の事由によって被保険者の資格を欠くに至った場合には、その日にこの保険契約から脱退するものとします」と規定している。

- (2) 前配偶者は申立人の配偶者として本保険の被保険者となった後、申立人と前配偶者は離婚し、その後前配偶者が死亡したことが認められる。上記規定によれば、前配偶者は、死亡前に離婚を原因として団体所属員の配偶者としての被保険者資格を欠くに至っており、離婚の日をもって本契約から脱退したことが認められる。よって、申立人は前配偶者の死亡を理由として死亡保険金の支払いを請求することはできないと言わざるを得ない。
- (3) 申立人は、約款規定の「加入資格」は加入時の資格を定めたに止まる旨主張するが、約款において、被保険者の資格喪失を脱退事由としているのであるから、加入後も被保険者の資格が満たされる必要があることは明らかである。また、申立人は、約款規定の「被保険者の脱退事由」には、「除籍により配偶者でなくなった場合は、被保険者の資格を喪失する」旨の規定はないと主張するが、同条項は、脱退事由について「退職その他の事由によって被保険者の資格を欠くにいたった場合」と規定しており、「その他の事由」に会員の配偶者でなくなったことが含まれることは明らかである。